

香川県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県福祉サービス第三者評価事業の実施に当たり、評価機関の認証及びその手続、評価機関が守るべき義務等を定めることにより、評価機関の育成並びにその事業の公平性及び信頼性を確保することを目的とする。

(認証基準)

第2条 本県において福祉サービス第三者評価事業を実施する評価機関として認証を受けるために必要な要件等は、別記の福祉サービス第三者評価機関認証基準のとおりとする。

(評価機関の募集)

第3条 県は、ホームページ等に公示する方法で評価機関の募集を行う。

(評価機関の認証)

第4条 評価機関として認証を受けようとする法人の代表者は、法人の組織、事業内容を示す書類、予定する第三者評価事業の内容を示す書類及びその事業実施に関する誓約書等を添えて、認証申請を行う。

2 県は、前項の申請を受けて、認証基準に基づく審査を行い、その要件を満たす場合は、これを認証する。認証に当たっては、あらかじめ香川県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 県は、評価機関を認証した場合、又は認証しなかった場合は、決定後、速やかにその旨を申請者に通知する。

(認証の有効期間)

第5条 第4条第2項の認証の有効期間は、当該認証を受けた日から起算して3年とする。

(認証の更新)

第6条 評価機関の認証は更新することができる。この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者は更新時研修を受講するよう努めなければならない。評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う日から1年以内に、当該更新時研修を必ず受講しなければならない。

2 県は、評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、更新は行わないことができる。

(1) 第2条で定める評価機関の認証基準（(1)カの規定を除く。）のいずれか一つが欠けたとき

(2) 原則として過去3年間評価実績がないとき

(3) 当該評価機関又はその役員が次に掲げる不正な行為を行ったとき

ア 第三者評価事業を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取る行為

イ 守秘義務に違反する行為

ウ サービス利用者や事業者等の人権を侵害する行為

- エ 法令（条例を含む。以下同じ。）又は法令に基づく行政官庁の処分に違反する行為
- オ その他社会通念上不正と認められる行為

（４）次に掲げる者に該当することが判明したとき

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主若しくは役員となっている法人
- イ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる法人
- ウ 暴力団員が評価調査者となっている法人
- エ 第４条第２項の規定による認証の日前５年以内に、法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に対する違反（軽易なものを除く。）をした法人又は当該違反をした役員を置く法人
（更新の申請等）

第７条 認証を受けた評価機関は、認証の有効期間の満了に際し、引き続き評価機関の認証を受けようとするときは、有効期間満了の日の１月前までに、認証更新申請を行わなければならない。

２ 県は、評価機関の認証を更新した場合、又は認証を更新しないこととした場合は、決定後、速やかにその旨を申請者に通知する。

（変更及び廃止）

第８条 評価機関は、認証申請時の事業内容に変更があった場合又は事業を廃止した場合は、変更又は廃止の日から30日以内にその旨を届け出なければならない。

（認証の取消）

第９条 県は、評価機関が第６条第１項において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあっては、県が県内における当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、認証を取り消すものとし、同条第２項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあっては、その有効期間にかかわらず、取り消すことができる。

２ 県は、前項に基づき、評価機関の認証を取り消すときは、あらかじめ推進委員会の意見を聴かななければならない。

３ 県は、評価機関の認証を取り消したときは、当該機関へその旨の通知を行うとともに、県ホームページ上で公表する。

（事業報告等）

第10条 評価機関は、毎事業年度終了後、県に対し、速やかに第三者評価事業の実績等を報告しなければならない。

２ 評価機関は、県が実施する第三者評価事業の適正な実施を図るための調査及び指導に協力するものとする。

（その他）

第11条 この要領の実施について必要な事項は、実施細則で定める。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に認証を受けている評価機関に係る認証基準については、平成30年6月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に認証を受けている評価機関にかかる認証の有効期間については、平成31年4月1日から起算して3年とする。

別記

香川県福祉サービス第三者評価機関認証基準

香川県福祉サービス第三者評価事業における、第三者評価を行う評価機関の認証に係る基準を次のとおり定める。

(1) 組織等に関する要件

ア 法人格を有すること。

イ 事務所に所属する評価調査者については、次の a の要件を満たす者が 1 名以上、b の要件を満たす者が 1 名以上であり、合計で 2 名以上いること。

a 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を 3 年以上経験しているもの、又はこれと同等の能力を有していると認められる者で福祉サービス事業に関する業務を 10 年以上経験しているもの

ウ 事務所に所属する評価調査者は、県が実施する評価調査者養成研修を修了している者であること。ただし、全国社会福祉協議会又は他都道府県の福祉サービス第三者評価事業の推進組織等が開催した評価調査者養成研修を受講し修了した者は、この限りではない。

エ 評価機関は、事務所に所属する評価調査者に対して、県が実施する評価調査者継続研修の受講機会を確保すること。ただし、他都道府県の福祉サービス第三者評価事業の推進組織等が開催した評価調査者継続研修を受講し修了した者は、この限りではない。

オ 1 件の第三者評価に 2 人以上（イ a 及び b の双方を含む。）の、事務所に所属する評価調査者が一貫して当たること。

カ 次の各号に掲げる者は、認証の対象としない。

a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主若しくは役員となっている法人

b 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる法人

c 暴力団員が評価調査者となっている法人

d 過去 5 年以内に法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に対する違反（軽易なものを除く。）をした法人又は当該違反をした役員を置く法人

(2) 評価の実施範囲等に関する要件

ア 評価機関となる法人の役員（評議員を含む。）又は会員が福祉サービス事業者（福祉サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）の関係者である場合は、当該福祉サービス事業者の経営する施設又は事業所の評価を行わないこと。

ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第110条に規定する都道府県社会福祉協議会が評価機関として認証を受け、福祉サービス第三者評価事業を実施する場合、評価結果の決定に当たって、外部の有識者で構成する委員会を設置し、評価結果についてあらかじめ当該委員会の承認を得ることが確保される場合は、この限りでない。

イ 事務所に所属する評価調査者が関係する福祉サービス事業者の経営する施設又は事業所の評価を行わないこと。

(3) 評価内容、評価手法等に関する要件

ア 別に定める基準等及び国の指針等に基づく第三者評価事業の評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規程を満たすこと。

イ 評価結果については、県が定めた評価結果公表要領により公表が行われること。

(4) 事業内容等を明示する規程等に関する要件

事務所において、次の規程等が整備され、かつ、公開されること。

ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者の養成研修等の修了状況、業務内容又は具体的資格を記載したもの。ただし氏名については非公開とする。）

イ 事業内容等に関する規程（第三者評価事業を実施する福祉サービス種別を含む。）

ウ 第三者評価の手法

エ 守秘義務に関する規程

オ 倫理規程

カ 料金表

キ 評価事業の実績

(5) 苦情処理体制に関する要件

第三者評価事業を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(6) 県と香川県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）との関係評価機関の認証に関することは、推進委員会の意見を聴いたうえで知事が認証を行うものとする。